

[事案 2020-4] 未経過保険料返還請求

・令和2年10月5日 裁定終了

<事案の概要>

年払の保険を解約したところ、未経過期間に相当する保険料の返還がなかったことを不服として、当該保険料の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成3年8月に契約した定期保険特約付養老保険を令和2年2月に解約したところ、年払保険料のうち、未経過期間（令和2年3月から同年7月）に相当する期間分の保険料が返還されなかった。しかし、以下の理由により、当該保険料を返還してほしい。

(1)平成29年8月に保険料の支払方法を月払から年払に変更する際、担当者から、年払にする
と中途解約しても未経過期間分の保険料が返還されないことの説明がなかった。保険会社
にはそのことを説明すべき義務があり、説明されていれば年払に変更しなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)本契約は、保険法施行（平成22年4月）前に成立した契約であるから、保険料不可分の原則が適用され、保険会社は、未経過保険料の返還義務を負わない。
- (2)本件の解約返戻金は、契約当月まで保険料が支払われていることを前提として計算されており、未経過保険料を返還すれば、解約返戻金の計算方法との均衡を失することになる。
- (3)最高裁判所の判例においても、同種の事例で、未経過保険料の返還義務を負わないと判断されている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立内容および和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、未経過保険料の返還義務および説明義務違反は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。